

お客さま各位

大同火災海上保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症に関する商品改定について

拝啓

平素より弊社業務につきまして、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染による影響が全国規模で拡大が続いていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法といいます。）に定める「一類感染症」から「三類感染症」に該当しないなどの理由で補償の対象とならない商品につき、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する補償を拡大する商品改定を実施いたします。

本改定は、既にご加入いただいているご契約を含めて、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定された2020年2月1日以降適用いたします（お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。）。なお、本改定に伴う追加保険料はございません。

敬具

記

### 1. 商品改定の概要

#### (1) 個人向け商品

##### ㊦① 特定感染症特約等にかかる感染症の範囲見直し

下記の対象特約における特定感染症について、これまで新型コロナウイルス感染症を対象としておりませんでした。今回の改定により新型コロナウイルス感染症を追加いたします。

対象商品	対象特約	改定概要
DAY-GO! けがの保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</li> </ul>	<p>現在補償対象としている一類～三類感染症に加え、「<b>一類～三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症</b>」を追加いたします。</p> <p>これにより、指定感染症である新型コロナウイルス感染症についても補償の対象となります。（※）。</p>

※上記以外の支払要件・支払保険金の額は変わりません。

##### ㊦② 海外旅行傷害保険における「治療開始までの期間」の緩和

海外旅行傷害保険における疾病を伴う事故の補償について、これまででは指定感染症である新型コロナウイルス感染症においては「責任期間終了後72時間以内に治療を開始した場合」を補償対象としておりましたが、今回の改定により、「責任期間終了後30日以内に治療を開始した場合（「疾病死亡」については死亡された場合）」を補償対象とし、治療開始までの期間を緩和いたします。

対象商品	対象特約	改定概要
海外旅行傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 疾病死亡保険金支払特約</li> <li>■ 疾病治療費用補償特約</li> <li>■ 治療・救援費用補償特約</li> </ul>	<p>「<b>一類～三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症</b>」に感染した場合の保険金をお支払いする要件を「帰宅後30日以内に治療開始した場合（「疾病死亡」については死亡された場合）」に緩和します。</p> <p>これにより、指定感染症である新型コロナウイルス感染症に感染した際に、治療の開始（「疾病死亡」の場合は死亡）が保険期間終了後30日以内の場合も補償の対象となります。</p>

## (2) 企業向け商品 (2020.05.20掲載済み)

### ㊦ 休業損失や利益損失を補償する商品の改定

感染症を原因とした利益損失等を補償する保険のご契約は、これまで新型コロナウイルス感染症を対象としておりませんでした。下表の特定感染症危険補償特約をセットしている契約について、新特約「新型コロナウイルス感染症追加特約」を追加保険料なしで自動セットいたします。これにより、新型コロナウイルス感染症についても補償対象といたします。

商品	対象特約	改定概要
■ DAY-PRO! 賠償総合保険 ■ ビジネス総合保険制度	食中毒・特定感染症利益補償特約	「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」が自動セットされます。  この特約により、現在補償対象としている一類感染症から三類感染症に加え、対象施設において <b>新型コロナウイルス感染症</b> が発生した場合の喪失利益等についても補償対象とします(※1)(※2)。
■ 賠償責任保険(店舗・旅館・生産物)		
■ DAY-PRO! 事業財産保険	食中毒・特定感染症による休業損失補償特約	
■ テナント総合保険		

(※1) 保健所等による施設の消毒等の措置を伴わない、政府・地方自治体等による休業要請に基づく自主休業等は補償対象外となります。

(※2) 2020年5月20日以降に締結された新規契約(※3)については、新型コロナウイルス感染症による事故が保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内の場合、これらによる損失については補償対象外となります。

(※3) 「食中毒・特定感染症」による休業損害を補償する契約内容への変更を行う場合を含みます。継続契約であっても、継続前契約が「食中毒・特定感染症」による休業損害を補償しない契約内容の場合は、新規契約として取り扱います。

## (3) 保険料

改定による追加保険料の請求はありません。

## 2. 本改定の対象契約

本改定は、2020年2月1日(※)に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ・2020年2月1日が保険期間に含まれる契約
- ・2020年2月1日以降に保険始期がある契約

(※) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

## 3. 実施時期

本改定は、以下の日程より実施いたします。

- (1) 個人向け商品・・・2020年6月15日
- (2) 企業向け商品・・・2020年5月20日

以上